

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第9号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(特勤手当に準ずる手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 条例第30条の3第1項の規定による特勤手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第30条の3第2項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国若しくは他の地方公共団体の職員であった者又は第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特勤公署又は準特勤公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が適用日に特勤公署又は準特勤公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額</p> <p>(2) 新たに特勤公署又は準特勤公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものと 当該職員の</p>	[略]	<p>(特勤手当に準ずる手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 条例第30条の3第1項の規定による特勤手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第4項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第30条の3第2項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国若しくは他の地方公共団体の職員であった者又は第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特勤公署又は準特勤公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が適用日に特勤公署又は準特勤公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第3号において同じ。）並びに附則第5項の規定により支給されることとなる期間及び額</p> <p>(2) 新たに特勤公署又は準特勤公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものと 当該職員の</p>	[略]
[略]			
[略]			

指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の適用日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

5 [略]
附 則

[略]

指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第5項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の適用日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第5項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

5 [略]
附 則
(施行期日)

1 [略]
(条例附則第39項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)

2 条例附則第39項の規定の適用を受ける職員であつて、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第39項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第39項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

4 条例附則第39項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

5 条例附則第39項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。